

1 行政評価の目的

(1) 住民への説明責任

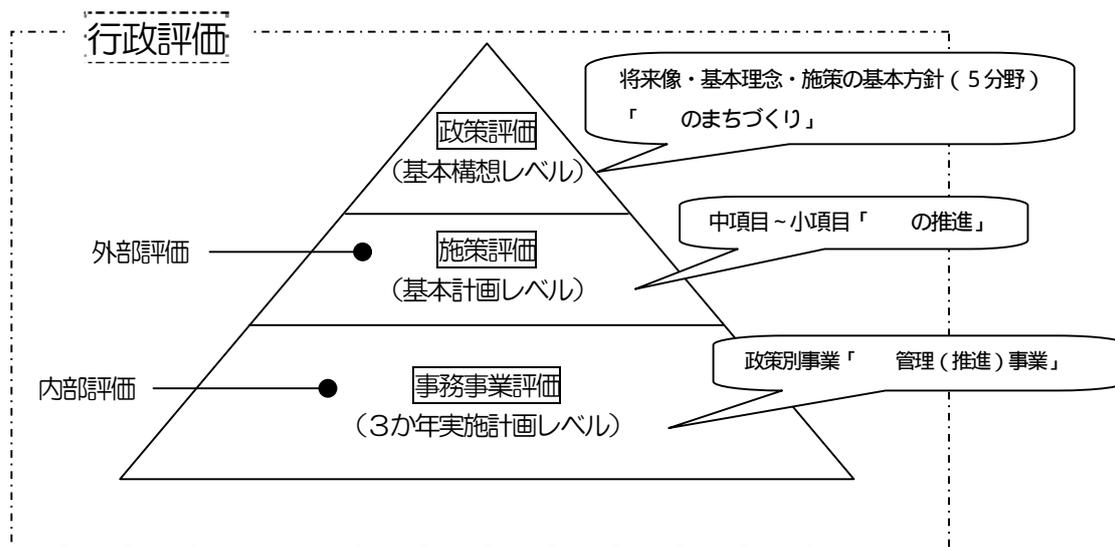
町政は納税者である住民の皆さんから信託を受けて行う活動であることから、その業務遂行には説明責任があります。直接サービスの対象ではない住民の方に対しても、その施策事業の意義と効果をわかりやすい形（数値等）で情報提供することができます。

(2) 施策事業の客観的見直し点検

日常化している業務も、わかりやすい形で実施内容（成果と課題）を整理することによって、目的や目標の再認識、事業手法の転換、経費節減の工夫、委託化検討や終期設定など、客観化して点検でき、根拠をもって新たな施策や業務の展開が可能となります。

2 実施スタイル

町では、行政評価導入にあたり行政評価と総合振興計画の関係を次のとおり分類定義しました。



将来的な施策評価や政策評価、外部評価を視野に入れつつ、当面は、内部評価として「事務事業評価」を実施することとしました。

事務事業評価の対象は、3か年実施計画掲載事業としました。

但し、経費を伴う事業か否かに関わらず、総合振興計画の重点施策に掲載された事業は、評価の対象としました。

3 評価結果集計表（第2次）の見方

評価は、第1次、第2次の2段階評価としました。

今回の事務事業結果集計では、それぞれの事務事業の評価結果を用い、三芳町第4次総合振興計画の「施策の基本方針」ごとに分類し、一覧にしました。

第2次評価の方法は、当該事務事業に対する総合評価を次のABCDで行い

A・・・政策の推進に寄与する内容であり、行革や住民の視点からも工夫され効果的と判断される。

B・・・若干内容の見直しを図りつつも、継続が必要であると判断される。

C・・・大幅な見直しが必要であるが、今後も何らかの方法で継続すべき要素が含まれるため、代替手段の検討などを行い必要があると判断できる。

D・・・社会情勢の変化から休止、終期設定等の抜本的な見直しを行う必要があると判断できる。

さらに今後の対策として、下記のような方向性を出しました。

①継続又は導入 ②内容見直し ③拡充 ④縮小 ⑤休止 ⑥廃止 ⑦統合

⑧終期設定 ⑨指定管理者・民営化検討